コメ新市場開拓等促進事業

令和8年度予算概算要求額 20,000百万円(前年度 11,000百万円)

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産** 性向上等に取り組む農業者を支援します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米(加工用米・新規需要米を含む)の増産(米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで])

4万円/10a

く事業の内容>

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援

20,000百万円 (前年度 11,000百万円)

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産 性向上等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物: 令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、

洒诰好谪米

② 交付単価:新市場開拓用米

加工用米 米粉用米

3万円/10a 9万円/10a 最大3万円/10a

③ 加算措置: 多収品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算

④ **採択基準**:取組面積等の評価基準 (ポイント) に基づき、 地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成 (加工用米、米粉用米) 及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分 (新市 場開拓用米)の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、90百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※ 5 酒造好適米に取り組む場合は、農業者が酒蔵と直接取引すること又は集荷業者を挟む場合に は買取販売すること、団地化された水田で取組を行うことが必要です。

酒造好適米は農業者と酒蔵との契約に基づく生産性向上等の取組年数(1~3年)を一括 で支援します(1年あたり1万円/10a)。特に単価3万円で取組を行う場合は、農業者と酒蔵 の双方が価格について協議を行う必要があります。

<事業の流れ>

玉

プラン等の取りまとめ 農業再生協議会等 業 交付

く事業イメージン

【産地・実需協働プラン】

✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好 適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係 る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



「例] スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

酒造好適米の例

- ·山田錦
- •五百万石
- 美山綿
- •雄町

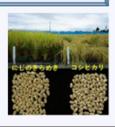


山田錦 コシヒカリ

多収品種の例

- ・にじのきらめき
- ・つきあかり
- ・ほしじるし

(地域に応じた品種)



[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)

米穀周年供給·需要拡大支援事業

令和8年度予算概算要求額 5,000百万円(前年度 5,000百万円)

く対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する 取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

く事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務 用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開 発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開 拓に必要な取組等を支援します。

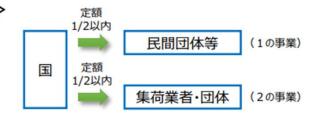
産地事業

2. 周年供給·需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に 支援します。

- ① 主食用米を**翌年から翌々年以降に長期計画的に販売**する取組(播種前契約、 複数年契約の場合は追加的に支援)
- ② 主食用米を**海外向けに販売する際の商品開発、販売促進**等の取組
- ③ 主食用米を**業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進**等の取組
- ④ 主食用米を**非主食用へ販売**する取組

<事業の流れ>



く事業イメージン

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

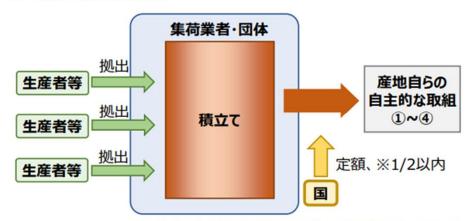
[セミナー]



[個別商談会]



2. 周年供給·需要拡大支援



※ 値引きや価格差補塡のための費用は支援の対象外。

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-6738-8974)

収入保険制度の実施

令和8年度予算概算要求額 46,577百万円 (前年度 39,924百万円)

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、**農業経営者ごとの収入全体**を見て、**自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補塡**する**収入保険制度**を実施します。

<事業目標>

- 農業保険 (農業共済・収入保険) の加入率の向上
- 保険金及び特約補塡金の支払を1ヶ月以内に実施した割合(目標:100%)

く事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補塡金の国庫負担

43,432百万円 (前年度 36,887百万円)

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補塡金造成費交付金 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国 が負担します。

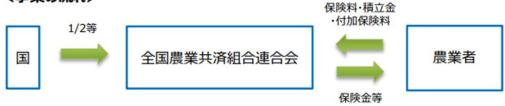
2. 農業経営収入保険に係る事務費

3,145百万円 (前年度 3,036百万円)

農業経営収入保険事業事務費負担金

収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合会)に対し、収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費(人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等)の1/2以内を国が負担します。

<事業の流れ>



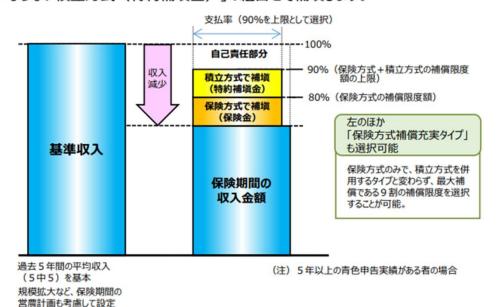
く事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補塡する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとならない積立方式(特約補塡金)」の組合せで補塡します。



[お問い合わせ先] 経営局保険課(03-6744-7148)

農業共済の実施

制度の目的

農業保険法(昭和22年制定)に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補塡する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補塡しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の 加入率 (5年産(度))
農作物共済	水稲、陸稲、麦	水 稲:79% 麦:99%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛:90% 肉用牛:92%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、 りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫:26%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、 茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕 繭	74%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	77%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補塡)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補塡)がある。
- 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補塡)と樹体共済(樹体の損傷等を補塡)がある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
- 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
- 5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

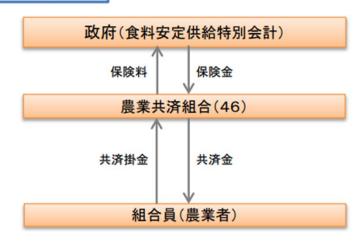
対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】 風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火 を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制

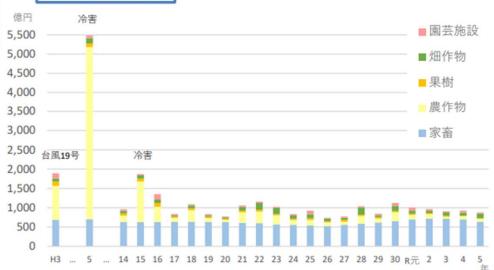


注 茨城県においては、1農業共済組合連合会、3農業共済組合で運営。

国の補助

• 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



経営所得安定対策

令和8年度予算概算要求額(所要額)255,165百万円(前年度254,092百万円)

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して直接交付します(いずれも規模要件はありません。)。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

く事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額) 202,384百万円 (前年度 202,384百万円)

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、 経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

(所要額) 45,477百万円 (前年度 44,604百万円)

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、 過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者 と国が1対3の割合で負担し、補塡します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,304百万円 (前年度 7,104百万円)

農業再生協議会が行う**水田収益力強化ビジョン等の作成・周知**や**経営所得安定** 対策等の運営に必要な経費を助成します。

| 営農計画書・交付申請書等の取りまとめ | 農業再生協議会等 | 申請 | 交付 (ゲタ対策) | 国費【3】 | 補塡金 | 農業者【1】 | 積立て

く事業イメージン

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

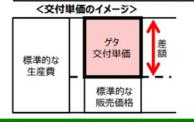
[交付単価] (令和5年産~7年産まで適用) 数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

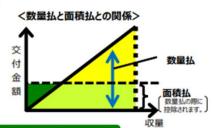
、大い手間」	(お加り十年)	十圧めし起用が	
++ 67 /h-16/m	平均交付単価		
対象作物	課税事業者向け	免税事業者向け	
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg	

人主 出り入り 十 間 15 日 気 に が 15 で 15 で				
+100 (1-11-	平均交付単価			
対象作物	課税事業者向け	免税事業者向け		
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t		
でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t		
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg		
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg		

[面積払] 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10a)





米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)



「お問い合わせ先」農産局穀物課経営安定対策室(03-3502-5601)